

## デモンストレーションライセンス契約

このデモンストレーションライセンス契約（「本契約」）は、デラウェア州の法律に基づいて設立され、米国テキサス州プレイノに主たる事務所を置く法人Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.（「SISW」）と、本件ソフトウェアのデモンストレーションを行うライセンスを取得するために本契約の条項に承諾することに署名した法人（「パートナー」）との間で締結されました。SISWは、本契約に基づく権利を行使し、義務を遂行するために、関連会社を利用する権利を保持します。従って、本契約で用いられる「SISW」という用語は、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.の最終的な親会社によって直接又は間接に所有又は支配され、Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.によって本件ソフトウェア及び関連サービスを配布する権限を与えられた関連会社を指すことがあります。

本件ソフトウェアをダウンロードする前に、パートナーは、SISWによって指定されたオンライン形式で条項に対する同意を電子的に表明するよう求められます。条項に対する同意を電子的に表明することで、パートナーは、これがSISWとパートナーの間の拘束力のある契約になることに同意したものとみなされます。

1. **定義** 本契約では、以下の定義が用いられます。

(i) 「**認定ユーザー**」とは、パートナー及びパートナーの関連会社の従業員を指します。

(ii) 「**パートナーの関連会社**」とは、パートナーに支配されるか、又はパートナーと共通の支配下にある法人を指します。この定義において「支配」とは、関連会社の議決権のある株式の50%超を直接または間接に所有することと定義されます。

(iii) 「**本件ソフトウェア**」とは、Licensed Software Designation Agreement、又は電子形式である可能性がある、SISWへのフォームで許容される類似する発注書（「LSDA」）の決定で指定されるソフトウェアを指します。

(iv) 「**SISW関連会社**」とは、SISWの関連会社を指します。

(v) 「**契約地域**」とは、本契約の輸出規制規定によって課される制限の対象となる、パートナー及びパートナーの関連会社が所在する国を指します。

(vi) 「**本商標**」とは、本件ソフトウェアに適用される全ての商標及び本件ソフトウェアに関してSISWが採用する可能性があるその他の商標を指すものとします。本契約に関しては、「本商標」という用語には、SISW PLM Partner Program Logo Useの文書に定められる条項に従って使用されるSISW PLM Partner Programのブランド、ロゴ、及び登録商標又はコモンロー商標も含まれます。

2. **本契約の参加及び範囲** SISW及びパートナーは、パートナーが、本契約の条件下で本件ソフトウェアを取得できることに同意します。SISWの選択次第で、SISW関連会社は、本契約に従ってSISWの義務を履行できるものとします。パートナー及びSISWはそれぞれ、本契約に関連する各々の関連会社の行動及びその他の義務に対して全責任を負うものとします。パートナー及びSISWは、それぞれの関連会社に本契約の義務を履行させ、本契約に反する行動を取らせないことを誓約し、それについて同意します。SISWは、パートナーの関連会社に対して直接、本契約を行使する権利を留保します。

3. **デモンストレーションライセンスの付与** 本契約の条項及び本条次項に基づき、SISWは、パートナー及びパートナーの関連会社に対して、(i) 見込み客に対するSISWのソフトウェア又はサービスのデモンストレーション、(ii) 内部の評価目的、並びに (iii) パートナー及びパートナーの関連会社の従業員のトレーニングを目的に実行可能な形式の本件ソフトウェアをインストール及び利用する、非独占的、譲渡不能及び限定的なライセンスを付与します。本契約期間中にSISWが本件ソフトウェアの更新または新しいリリースをパートナーに提供した場合、これは本件ソフトウェアの一部とみなされ、本契約の条項の対象になるとみなされます。パートナーは、パートナーが用意する、または、互換性のある機器に互換性のあるオペレーティングシステムソフトウェアを使って本件ソフトウェアをインストールすることについて、全責任を負うものとします。パートナーは、(i) 本件ソフトウェアのインストール及びバックアップを行うために必要と合理的に判断される場合を除いて、その全部または一部にかかわらず、本件ソフトウェアを複製する、(ii) デモンストレーションを行うために知る必要があるパートナー及びパートナーの関連会社の従業員以外の者に対して本件ソフトウェアを開示する、又は (iii) 本件ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル、若しくはリパースエンジニアリングすることを認められません。パートナーは、パートナーが作成する本件ソフトウェアの全てのコピーに対して、全ての著作権又は所有権の通知を完全な形式で保持及び再現します。パートナーとSISWの関係において、本件ソフトウェアのオリジナル及び全てのコピーは、SISWの

独占所有物であり、本契約の条項の対象となります。 SISWは、本契約で明示的に付与されていない本件ソフトウェアの全ての権利を留保します。

本契約に基づいてライセンス付与される特定のソフトウェアには、オープンソースソフトウェア等、本件ソフトウェアと同梱されるサードパーティ技術の利用が含まれるか、必要な場合があります。 サードパーティ技術は、本契約の利用条件又は独立したライセンス条件に基づいてパートナーにライセンス付与されます。 後者の場合、本件ソフトウェアに付属する関連文書、「read me」ファイル、通知ファイル、又はその他の文書若しくはファイルに定められるものとします（以下「サードパーティライセンス対象技術」）。 サードパーティライセンス対象技術を利用するパートナーの権利は、そのような独立したライセンス条件の対象となり、いかなる形においても本契約によって制限されません。 また、本契約の条件がサードパーティライセンスによって付与される必須の権利と相反する程度まで、そのような条件は適用されないものとします。 適用されるサードパーティライセンスにより、SISWがサードパーティライセンス対象技術に含まれるソースコードを提供することが求められる場合、SISWは、該当する場合、発送及び手続きにかかる手数料の支払い完了をもって、書面に基づいてこれを提供します。 サードパーティライセンス対象でないサードパーティ技術は、本件ソフトウェアの一部とみなされ、本契約の条件に基づいてパートナーにライセンス付与されるものとします。

#### 4. 特定のSISWプログラムパートナーに適用されるその他の条件

- (i) **SISWアウトバウンドチャンネルパートナープログラム** SISWアウトバウンドチャンネルパートナープログラムには、SISWのリセラー、ディストリビューター及びOEMが含まれます。 貴社が本プログラムに基づくSISWのパートナーの場合、貴社が本契約に基づいて取得するデモンストレーションライセンスは、デモンストレーションライセンスに関する、適用されるチャンネルパートナー契約の利用条件の対象にもなります。 これには、デモンストレーションライセンスに含まれる可能性があるSISWの本件ソフトウェア製品、デモンストレーションライセンスの利用に対する追加条件又は制限、デモンストレーションライセンスの条件、デモンストレーションライセンスの更新、デモンストレーションライセンスに対するメンテナンスサービス及び/又は機能強化の提供、並びにデモンストレーションライセンスに関連するSISW商標の使用が含まれますが、これらに限定されません。
- (ii) **SISWコンサルティング及びシステム統合パートナー (SISW C&SI) プログラム** 貴社がSISW C&SIプログラムに基づくパートナーの場合、貴社が本契約に基づいて取得するデモンストレーションライセンスは、デモンストレーションライセンスに関する、適用されるC&SI契約の条項の対象にもなります。 これには、デモンストレーションライセンスに含まれる可能性があるSISWの本件ソフトウェア製品、デモンストレーションライセンスの利用に対する追加条件又は制限、デモンストレーションライセンスの条件、デモンストレーションライセンスの更新、デモンストレーションライセンスに対するメンテナンスサービス及び/又は機能強化の提供、並びにデモンストレーションライセンスに関連するSISW商標の使用が含まれますが、これらに限定されません。
- (iii) **フロンティアパートナープログラム** 本契約の条項にもかかわらず、貴社がSISWフロンティアパートナープログラムのパートナーの場合、本契約に基づいて取得されるデモンストレーションライセンスは、本契約に明示的に定められている通り、参照により組み込まれることを貴社及びSISWの両者が合意する、適用されるフロンティアパートナー契約の条項の対象になります。 さらに、本契約と適用されるフロンティアパートナー契約の条項の間に矛盾又は曖昧性がある場合は、適用されるフロンティアパートナー契約の条項が適用されるものとします。
- (iv) **ソフトウェア及びテクノロジーパートナープログラム** 本契約の条項にもかかわらず、貴社がSISWソフトウェア及びテクノロジーパートナープログラムのパートナーの場合、本契約に基づいて取得されるデモンストレーションライセンスは、本契約に明示的に定められている通り、参照により組み込まれることを貴社及びSISWの両者が合意する、適用されるソフトウェア及びテクノロジーパートナー契約の条項の対象になります。 さらに、本契約と適用されるソフトウェア及びテクノロジーパートナー契約の条項の間に矛盾又は曖昧性がある場合は、適用されるソフトウェア及びテクノロジーパートナー契約の条項が適用されるものとします。

**5. 保護** パートナーは、エンドユーザーのアクセス権を本件ソフトウェアのモジュールがライセンス付与された対象にのみ制限するライセンスファイルを生成することをSISWに許可するため、及びパートナーの本契約の条件に対するコンプライアンスを確保するため、本件ソフトウェアのライセンス管理の部分がインストールされる各ワークステーション及び/又はサーバー毎にSISWが必要とするホスト識別子及びSISWが合理的に要求するその他の情報をSISWに提供します。 パートナーは、本件ソフトウェアがSISW及び/又はそのサードパーティサプライヤーの有価値の営業秘密及び秘密の事業情報を構成し、そのような情報を含む旨のSISWの表明を承認します。 パートナーは、当該情報を秘密に保ち、その秘密を保護するために必要な措置を取ります。 パートナー又はパートナーのいずれかの従業員が、本契約の義務に違反したか、違反するおそれがある場合、SISWは、利用可能なその他の救済に加えて、パートナーとして、損害賠償金がSISWを保護するために不十分であることを認め、同意する場合に、そのような行為又は企てを禁止する差し止め命令を求める権利を有します。 本項に規定されている秘密保持及び非開示の義務は、本契約の解除後も存続します。

**6. 秘密保持** 「本機密情報」とは、機密情報として指定されている、SISWによってパートナーに提供される情報、ソフトウェア又は技術データを指します。 なお、パートナーは機密情報をSISWに提供しません。

SISWは、本件ソフトウェアがSISWの有価値の営業秘密及び秘密の事業情報を構成し、そのような情報を含む旨を表明し、パートナーはこれを承認します。 パートナーは、特許が発行されているか否かにかかわらず、常に、本件ソフトウェア内に表現されている全ての著作権、発明又は営業秘密に対するSISWの権利及び所有権を認識し、これに従って行動します。 また、いかなる形においても、

何らかの行為を行うことで、又は行わないことで、意図的か否かにかかわらず、SISWがそのような本件ソフトウェア及び関連文書に含まれるそのような知的財産権を侵害せず、又はこれに背かないものとします。

パートナーは、(i) SISWの本機密情報を極秘扱いし、同社の義務の適切な履行に必要な場合又は本契約に基づくパートナーの権利に沿っている場合を除き、第三者にこれを開示しないこと、(ii) 本機密情報の開示先に対して守秘義務を課すこと、(iii) 同様の重要性がある同社の機密情報及び専有情報に対する場合と同等以上、ただしいかなる場合も合理的な予防措置が最低限とられた状態で、SISWの本機密情報を保護すること、並びに(iv) 本機密情報が開示された目的以外の目的でSISWの本機密情報を使用し汗ないことに同意します。

秘密保持の例外 上記規定は、パートナーが、(i) 秘密保持義務なしで同社が既に知っている、(ii) 公知となっている、若しくは同社若しくは同社の代理人によって無許可の行為を介さず公知になった、(iii) 制限なしで第三者から正当に受け取った、(iv) SISWの情報を使用することなく同社によって独自に開発された、(v) 開示することをSISWによって書面で承認された、又は(vi) SISWが開示に介入し、これを阻止する機会が得られるよう、そのような開示の前に、パートナーがSISWにそのような要求について書面で通知した場合に限り、政府機関又は法律の要求に基づき開示することが求められる情報を使用又は開示することを妨げません。なお、各当事者は、そのような開示が本契約に基づく標準的な業務の実行に必要な場合、(事前の書面による秘密保持契約の執行を条件に) 本契約を監査人、顧問、弁護士又は潜在的な取得者に開示できるものとします。

本契約に規定されている秘密保持及び非開示の義務は、本契約の解除後も存続します。

**7. 期間及び解除** 本契約は、パートナーによって同意された日付に発効し(以下「本発効日」)、SISWがその裁量により、デモンストレーション版の本件ソフトウェアに対するパートナーのアクセス権を延長することを選択しない限り、本件ソフトウェアの各項目に対してその12か月後に解除されるものとします。また、本件ソフトウェアが、本契約の第4条に定められている、基礎となるSISWパートナープログラム契約のいずれかに従って契約の条項の対象となる場合、本契約は、本契約の第4条に定められている基礎となるSISWパートナープログラム契約の解除時に解除されるものとします。さらに、パートナーが本契約又は本契約の第4条に定められている基礎となるSISWプログラムパートナー契約に含まれる条項を順守しなかった場合、本契約はただちに解除されるものとします。本件ソフトウェアの各項目に対して付与される全てのライセンス権は、本件ソフトウェアのそのような項目に対する本契約の解除時に停止します。パートナーによる更新又は新しいリリースの受け取りにより、暗示的に、本件ソフトウェアの該当項目に対する本契約の期間が延長されることはありません。解除後10日以内に、パートナーは、パートナーの費用負担で、(i) 本件ソフトウェアをSISWに返却するか、又は本件ソフトウェアのオリジナル及びあらゆる形式の全てのコピー、及び関連するライセンスキーを破壊し、(ii) そのような義務が果たされたことを書面でSISWに証明します。

**8. 保証及び責任の否認** 本件ソフトウェアは、「現状有姿」でパートナーに提供されるものとします。パートナーは、データの入力及びその正確性と十分性は、当該入力の結果として生成される出力を含めて、独占的にパートナーの支配下にあることを承認します。パートナーによるデータ出力の利用、又はそのデータ出力への依存は、パートナーの単独責任において行われます。SISW及びそのサードパーティサプライヤーは、本契約の下でそれらに従って提供される本件ソフトウェアに関して、商品性及び特定の目的に対する適合性の黙示の保証を含め、いかなる種類の保証も行いません。いかなる場合においても、SISW及び/又はそのサードパーティサプライヤーは、本契約から生じる、又はそれに関連するすべての請求又は損害について、訴訟形態にかかわらず、またその根拠が、契約、不法行為又はその他のいずれであるかを問わず、パートナーに対していっさい責任を負いません。

**9. 輸出** 本契約を履行するSISWの義務は、出入港禁止又はその他の制裁措置を含めた国内的又は国際的な外国貿易又は関税の規制に起因する障害により当該義務の履行が妨げられないことを条件とします。パートナーは、適用される国内的又は国際的な輸出及び再輸出管理規則を全て遵守することに同意します。これには、ドイツ連邦共和国、欧州連合、米国又は適用されるその他の国若しくは法域の規則(以下「輸出法」)を含みます。特に、上記に制限されることなく、パートナーは、本件ソフトウェア及びそれに含まれる派生物が：(i) 輸出関連法規に反して、直接的又は間接的にダウンロード、輸出、再輸出(「みなし輸出を含む」)、又は譲渡されないこと、又は(ii) 輸出関連法規により禁止される目的で使用されないこと、又は(iii) 本件製品を取得、ライセンス、使用する権利のない個人又は実体に提供されないことを確実にする必要があります。SISWは、必要な輸出法チェックを行う権利を留保し、パートナーは、要請に従い、その法的義務を満たすために必要な情報をSISWに速やかに提供します。パートナーは、パートナーが輸出管理規制を遵守しないために生じる請求、手続き、訴訟、罰金、損失、支出及び損害についてSISWに補償しかつSISWを免責するものとし、これらに起因する全ての損失及び費用についてSISWに補償します。本条は、その理由の如何にかかわらず、本契約の満了又は解除後も存続します。

**10. 一般条項** パートナーは、パートナーが本契約を読了し、これを理解し、その条項に拘束されることに同意することを承認します。パートナーは、本契約が当事者間の合意の完全かつ排他的な記述であり、口頭か書面にかかわらず、提案又は事前の合意、及び本契約の主題に関連して当事者間で交わされるその他一切の伝達に優先されることに同意します。本契約は、パートナー及びSISWによって署名された書面によってのみ改訂することが可能で、その全部か一部にかかわらず、また任意か法的措置にかかわらず、事前に書面によるSISWの同意を得ることなく、パートナーによって譲渡できません。パートナーは、事前に書面によるSISWの同意を得ることなく、本件ソフトウェアを譲渡しません。パートナーは、事前に書面によるSISWの同意を得ることなく、及び、事前に米国商務省又はその他の該当する機関から必要な承認を得ることなく、本件ソフトウェアを輸出しません。米国の法律に反する転用は禁止されています。本契約は、他の法域の法の適用を要求する準拠法選択の規則の適用にかかわらず、デラウェア州の実体法に準

抛し、同法に従って解釈されるものとします。 本契約に基づく取引には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、それらの適用は明示的に排除されます。